

小田原市文化振興ビジョン推進委員会 第1回会議概要

1 日 時：平成27年 6 月30日（火） 15：30～17：30

2 場 所：小田原市役所 602会議室

3 出席者

(1) 委員

水田委員長、鬼木副委員長、石田委員、中根委員、萩原委員、関口委員、木村委員、片桐委員、高橋委員、深野委員

(2) 行政

諸星文化部長、安藤文化部副部長、中津川文化政策課長、間瀬芸術文化担当課長、砂川専門監、諏訪部文化政策係長、湯川芸術文化創造係長、酒井主査、大木主査

4 傍聴者 0名

5 会議の概要

委員長・副委員長の選出

小田原市文化振興ビジョン推進委員会規則第4条第1項に基づき、委員長及び副委員長各1名を委員の互選により選出

委員長・・・水田 秀子 委員

副委員長・・・鬼木 和浩 委員

諮問 「文化に関わる条例の制定について」

議題1 小田原市文化振興ビジョン推進委員会について
事務局より、資料1に基づき説明

議題2 小田原市の文化政策について
事務局より、資料3～資料8、小田原市芸術文化創造センター実施設計概要版、小田原市文化創造活動担い手育成事業レポート2014に基づき説明

【委員長】

「文化とは、どこまでか」よく議論になる。条例の制定の必要性については認識していると思うが、説明を聞いての感想や質問はあるか。

【委員A】

首長が変わっても、市政が変わらないことが重要である。そのため、昨年度の文化振興ビジョンを推進するための懇話会において条例について議論がされた。小田

原の考え方、文化のあり方が条例化されることは、今後の小田原文化芸術の振興にとって大事である。現在、芸術文化創造センターの整備を進めているが、建設後、そこをどうやって維持管理しながら発展させていくのが一番大事。このタイミング、つまりセンターができる前に条例が制定されることが、極めて重要であると思う。

【委員B】

国は様々な法律、方針を作るが、現場の自治体でこれをどのように考えていくのかは、ひねりが必要である。そのまま受け止めていいというレベルのものではないと考えている。

小田原は優れた文化を受け継ぎ、現在も創造活動を活発に行っている。そういった資源を十分に活用するための方向性を示すものが必要である。文化芸術振興基本法は参考程度で、できれば小田原らしい指針、方針ができればよいと思う。

条例はなぜ必要なのか、それをつくる意味は4つある。

一番目は、「理念の明確化」である。小田原市が文化振興、芸術文化振興、まちづくりを市として市民とどう考えていくかという理念の明確化、文言できちんと示すことが大きな意味になる。概念としては文化が最大で、その次が文化芸術、芸術文化はもっと狭い意味だと考えていただきたい。条例の名称をどう付けるかもポイントであることを知っていただきたい。

二番目は、「文化活動支援の措置の根拠」である。文化活動に対して予算措置をするための根拠となり、事業が具体化していく手がかりとなる。

三番目は、「文化計画策定の根拠」である。条例をきっかけとして、具体的な文化計画をつくるための根拠となるものである。文化条例にどんな文言を盛り込むのが、後の具体的な計画づくりに影響してくるので、文言はきちんと選ばなければならない。

四番目は、「審議会設置の根拠」である。市の考え方にもよるが、通常、文化審議会等を設置する自治体が多い。審議会の設置を言及するのであれば、その根拠となる。そして市民の参加の根拠にもなる。

どのような文言を選び、どのような方向性で条例を作るのかは、小田原の文化をこれからどう振興していくのか、発展させていくのか、そういった大きなプラン作りの一歩になる。

【委員C】

製品関係の仕事をしていたが、製品安全の対策を取ったとき、果たしてそれがコストメリットになるかが常に問われていた。全く違うジャンルだが、文化を定着させたいというときに、必ずそういう議論をしなければいけない。文化の範囲は非常に広いと思う。小田原として文化の範囲を広く取っているのはよいことであるが、そのために経済的な背景やその効果がどれくらいあるのかは、もう少し議論をしないと文化とは広範なものにならないのではないかと。

文化芸術振興基本法の中には運用評価のことがない。「こういうことをやるべき

だ、「やってください」とはあるが、その後どうなったかについては言及されていない。運用評価まで言及するのであれば、評価測定まで考えなければならない。やはり、そのためには文化とはどの範囲までを言うのかきちんと考えなければならない。

【委員長】

昨年度の懇話会では、文化をしている認識を持っていない人にまでわかってもらう、あるいは文化をしていない人なんていないのではないかという話まで出た。相当に幅広くまで考えていた。

評価測定と絡めて、文化がどこまでということは議論していなかった。

【委員C】

広く捉えることは大賛成である。そのためには、文化芸術振興基本法より幅広くしなければならない。ぜひ、その方向にするためにどうすればいいか議論したい。

【委員長】

評価とか測定は、経済的側面か。それとも文化的側面か。

【委員C】

両面である。経済的側面と文化的側面をどこかでクロスさせないと現実のものにならないのではないだろうか。そこを、何らかの形で盛り込んでいけたら、非常に現実的になる。

【委員D】

文化の範囲は決めるのが難しい。文化の発展があるところに経済の発展もある。文化が発展していくと人口が増えるなど、経済効果が伴っている。これをやったことにより、どれだけの経済効果があったのか計測できる方法を考えていかないと説得力がないと思う。

文化芸術振興基本法を作ったから、どれだけ経済効果が生まれたのか、そういうような視点で、文化と経済、商工の発展を一緒に考えていかなければならない。これを条例の中にどう入れ込んでいくのが難しいかもしれないが、ぜひ、入れていただきたい。

【委員長】

経済効果と担い手育成をどう繋げることができるか。

【芸術文化担当課長】

資料8にある第4次基本方針で国が目標の数値化をした。「日本の誇りとして『文化芸術』を挙げる国民の割合」を50.5%から約60%にする、「鑑賞活動をする国民の割合」を62.8%から約80%にするなどである。これらをひとつの指針とすることで、例えば鑑賞人口が80%となることは多くの人がチケットを買うので、その分お金が動くため、結果として経済効果と繋がるのではないか。

新しく作ろうとしている芸術文化創造センターの場所はお堀端通りをまっすぐ抜けたところにある。帰りに食事をしていただけるような店には20時に閉店せず、

21時まで開けてほしいとセンターのほうをお願いするべきだと思う。催し物のスケジュールを店側に渡しておき、それに合わせて店の開店時間を変更してもらえようをお願いをすることで、まちが潤う、お金を落としてもらえ体制をつくりたい。地域と一緒になるということを芸術文化創造センターは担うべきである。

担い手育成として事業を行っているが、若い人への支援が、どう数値に出せるか考えなければならない。現在、小学生にアプローチしている。20年後に、20代後半、30代となった子どもたちのうち、何%がセンターにお客様で来てくれるか。アンケートをすればかなりの数値化ができると思う。目標を設定し、5年、10年のスパンで何%に上げていくなど、設置自治体が設定してもよいものだと思う。

【委員E】

文化は目に見えるものではなく製品化できない。触ることもできない。ただ、楽しいという思いや幸せな思いが言霊となる。子どもたちが「楽しかった」と言えば、親も興味が沸き、周りにどんどん広がっていく。心の糧として文化はなくてはならないものである。

今の子どもたちを見ていると、文化はカットして学業に向かっていく現状があり、残念である。文化の楽しさを伝えるまでに子どもを持っていくのは大変。演奏側も聞く側も幸せになるという規約をつくるのは難しいと思うが、楽しめる、笑顔になれるなど、そのようなことに一つでも関わることができたら、それが10年後、20年後に結びつくのではないか。人間らしさを取り戻せるための条例があればよい。

【委員F】

文化には生活文化と芸術文化があるが、異質なものと考えている。生活文化は、生活になじんで人がいかに豊かになるか、人間性をどう取り戻していくかに直結するもの、近くにあるものでつかみ取れるものである。芸術文化は、あるレベル、水準があり、質を高めていく、計算の文化だと考える。

演劇集団を長くやっているが、そこに目的、使命を持たないと長く続かない。生活文化に目的、使命を持つのは厳しいかもしれないが、芸術文化には当然求められるものである。目的、使命がしっかりしていないと高まりもないし、自分たちの意思も伝わらない。そこが根本であると思う。

地域に根ざした文化活動、芸術活動は、市民に直接的な関わりを持つ。面白さ、楽しさが根本にないと現実の評価は得られない。歴史のまち、文化のまちである小田原の中で歴史に眠る史実を芝居にし、演劇に見る郷土史として良い作品を、地域に密着した人々の中で演じることで素晴らしい芸術性に繋がっていくのではないかと、こゆるぎ座の一番の視点である。

【副委員長】

生活文化の中にも使命を持っているような例もあるかと思う。小田原独特のなりわい文化や、箱根細工のような伝統工芸の分野の方々は、長い年月の蓄積の上に積

み上げてきているのではないだろうか。根っこはおそらく一緒なのではないだろうかと思う。文化は基本的には人間の生活に欠かせないもので、何らかの形で文化とともに生きている、文化抜きには人間社会が築けないと思う。

日常的なものとして接する生活文化、非日常的なもの、特別な場所で、特別な機会に見る芸術文化といった意味での違いが形に表れているのではないか。

【委員長】

条例の中に、両方を組み込むことはできるのか

【副委員長】

条例の中では、幅広く扱うのかと思う。むしろ、その2つの言葉だけではないかもしれないので、文化の考え方は幅広く捉えていくと思う。

【委員A】

二つの概念を一緒に話してしまうからわからなくなってしまうという傾向が文化にはあるのではないか。一つの内容は、経済効果が伴う音楽や演劇といった文化的な行動や活動であり、もう一つの内容は、人間らしく、感性を高めるような生き方である。その二つのどちらを話しているのかを整理したほうがよい。条例にも両方の側面をぜひ入れて欲しい。

【委員F】

人間性の低下、生活の不順さがあると、「文化は美しいものだ」「文化は素晴らしいものだ」「文化はなくてはならないものだ」と言っても理解してもらえない。その辺を課題として、どう受けとめていくのかも大切なことではないか。

【委員G】

小田原市でも地域性があり、地域によってかなり違う。市街地の方は芸術文化創造センターが完成すれば、そこに行くことができるが、市街地から外れていると距離があるので、「出てきてください」とは、なかなかいかない。一人暮らし、高齢者の方を引っ張り出したいと言っても、長年、一人でいると億劫でなかなか出てこない。小田原市も自治会ごとにたくさんの催し物をしている。例えば敬老会は地区の小学校でやっているが、それでも出てくる人は少ない。小学校までさえ行くのが大変だから、地域の公民館にしてほしいという話もある。近いとある程度来てくれる。

芸術文化創造センターができるため条例を策定しようと、この委員会ができていないのではないかと考えている。センターでイベントがあるから商店街の開店時間を延長してもらえるようお願いするべきとの話があったが、小田原は20時になれば真っ暗であり、これも小田原の特性であると思う。地域性は小田原市内でも全然違う。一つのものを作るのは難しいと思うが、それが基本で、あとは解釈して下さいであればよいと思う。

【委員長】

中心市街地をどうするかだけでなく、地域全体の文化割合を上げていくということとは視野に入っているということでしょうか。

【芸術文化担当課長】

今回の条例は、それを視野に入れた、ゆったりとしたもので、個々の特性は、それに対する指針、あるいはアクションプランの中で大きく4つくらいに分けるようにすれば、実態に合ったものになっていくのではないだろうか。それをトータルにしたものが一つないと、個別にあるだけになってしまう。

【委員F】

芸術文化創造センターの活性、活用が小田原の更なる文化開眼の糸口になればよい。上手に運営に乗せていけば、小田原らしい文化の殿堂と言われるような、市民の文化的な勇姿の結末を生み出すことになる。

【委員B】

条例は理念であって、芸術文化創造センターはそれを具体化するための一つの機能である。すなわち、文化振興、文化芸術、あるいは文化など、そういったことを作っていく舞台であって、センターそのものは、小田原市の一つの文化装置になるものだと思っている。そして、もっと広く小田原市の文化をどう考えていこうかと、その考え方を示すものが条例である。その中には、下手をすると、何も言っていないものになる恐れもあるが、それが何も言っていないのではなく、小田原の文化というものを言い当て、「やはりこれだよね」と小田原市民が納得できるような文言が並んでいけばよい。それを実現するときに、今度は、条例に基づいた別個の文化計画、アクションプランに、それらに基づいて実施した施策、事業に関して事業評価という流れになっていくのである。

【委員H】

障がいのある人と共に楽しむダンスワークショップが昨年度開催されたが、参加した子も、付き添いの親もみんな喜んでいて。こういう場がない。学校だとこのように集まることができないし、アーティストが学校に来るアウトリーチは年に1度くらいでなかなか出会えない。このような事業を継続しながら数を増やしていき、小さい子を育てるという観点で、条例の中に入れて欲しい。生まれてから大人になるまで、ずっと小田原にいるかわからないが、小さいときの経験、体験は大人になったときにベースになる活動だと思う。芸術文化創造センターが完成したときに、このような事業ができると想像がつく。これを支えていくのが行政と民間のアーティストの方々だと思う。小田原にはたくさんの芸術の資源があるので、その方たちとうまく連携し、学校を巻き込んでいったほうが良い。保護者の立場からしても良い経験をさせてもらい、小田原で子どもを育てられてよかったと思えるような文言が条例の中に入れてほしいと思う。暮らしの中で自分の毎日を楽しく生きられるか、それを実現する毎日を送って年を取るのがメインテーマでないかと思う。「生活がより良く、豊かに過ごせる小田原であってほしい」そのような言葉が条例に入ってほしい。

【委員長】

子どもに対する芸術文化の教育をしなければならないという条文を敢えて入れている条例があった。理念だけでなく、はっきり書くことはあり得る。

【芸術文化担当課長】

例示としてアウトリーチを小学校で行うと書いているところもある。

【委員H】

小田原には児童館がない。小学校にあがる前に遊びに行くところがなかった。児童館はかなり文化的なことができる場所だと思う。公民館や小学校など近くでお年寄り子どもたちが集い、その中で文化的なことを教わることができていけば、もっと素敵な子どもたちができていくと思う。遊びの中に文化がある。

【委員G】

小田原の中には公民館を持っていない地域もある。最近増えている空き家を公民館代わりにして、地域でお年寄りや小さいお子さんが集うような形で利用していくのもよいのではないかという話もある。新しい施設を建てるとお金がかかるので、そのようなものを児童館的な形で、誰でも利用できるようにすればよいのではないかと思う。

【委員D】

文化活動は継続性が大切だと思う。どうすれば継続できるかということ、やはりお金である。そこをどのように解決していくのかということ、条例で助け舟を出すなどが必要となってくるのではないか。

【委員C】

活動してきたことがプラスに出るかどうかは別にして、きちんとした冷静な評価だけは続けていかなければならない。そうしたことを続けている中で、次に何を繋げていくべきなのかを判断できるような条例が必要となる。そうなったときに、理念とは何かということをつめておかないと評価の軸がずれてしまう。

【委員長】

あまりポイントを絞らずに話をしていただいたが、それぞれの話が、初めに話していただいた条例を作る4つの意味のどこの部分に関わるのか共有化できたと思う。ものによってはアクションプランに入るものもあったが、それを考えながら理念を書いていけば、上滑りのない、小田原にしかない地域性を活かした条例、理念、行政的な支援、アクションの中身、評価になると思う。いろいろ話していただいたものを、それぞれの項目に整理すれば入れ込むべきものが見えてくる。

【委員A】

働いている人、いわゆる大人は普通に文化活動ができているが、障がい者や高齢者、幼児たちはなかなか文化活動に加わっていないという現実があると思う。文化とは何か考えてみると、社会参加ではないかと思う。社会参加とはどう意味かということ、社会との繋がりを持つことである。高齢になれば社会に出て行けず、地域で

さえ繋がりが弱くなってしまふ。今の時代は、縁がすごく希薄になっていて、血縁も地縁も希薄になっている。仕事をやめて職場との縁も希薄になってしまっている高齢者たちが家にこもり、テレビを見ている生活をするだけでいいのかという問題。障がい者の方々が社会との関わりをなかなか作りがたい問題。親が働いていて子どもが預けられたままになるという問題。このような問題を抱えている人が多い中で、文化というものが、そのような人たちと社会との繋がりを作る場になるということ、鑑賞するだけでも良いし、自分が参加しても良いが、そういった縁作りが文化の役割としてあるのではないだろうか。

縁は出来るものではなく、作るものだと思っている。文化を基にして縁作りが出来ると素晴らしいと思う。

議題3 条例策定のスケジュールについて

事務局より、資料9に基づき説明

【委員長】

本日の議論で、かなり基本的な部分は共有化できたと思う。次回はポイントを絞って議論していったほうが良いか。

【文化政策課長】

行政の責務について議論していただきたい。

【副委員長】

行政の責務ももちろん大事だが、もう少し理念の話をして良いのではないか。

【文化政策課長】

当然、本日のお唆を受けて、ある程度、共通理解のうえで、行政の責務まで議論していただければよい。

【委員長】

本日は、条例の対象とする文化の範囲や評価のことが論点となったが、評価に関してはかなり一致している感じがするので、もう少し先になって考えていけば良い。どこまでを対象として考えるかをもう一度議論して、残りの時間で、それを支える行政側の責務や、支援がどうあるべきかを議論していきたいと思う。

【委員G】

次回の会議は、いつ頃を予定しているのか。

【文化政策係長】

8月下旬を予定している。また日程調整をする。

【委員長】

これをもって、小田原市文化振興ビジョン推進委員会第1回会議を終了とする。